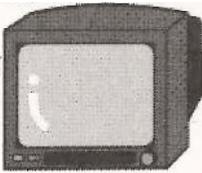
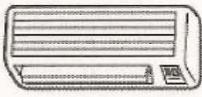
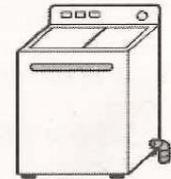
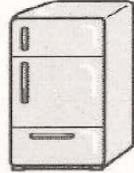


○家電リサイクル法対象 4 品目の処分方法

テレビ、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫を処分する場合は、家電リサイクル法に定められた方法で処分してください。

- ①新しく家電を買い替える店及び以前の家電を購入したお店に引き取ってもらう
- ②①が困難な場合は下記のとおり処分を行ってください。

◆対象品目とリサイクル料金（目安）について

品目	テレビ（ブラウン管 液晶・プラズマ）	エアコン	洗濯機・衣類乾燥機	冷蔵庫・冷凍庫
				
リサイクル 料金	15型以下 1,870円 16型以上 2,970円	990円	2,530円	170ℓ以下 3,740円 171ℓ以下 4,730円

※メーカーによって金額が変わることがあります。詳しくはお店に確認してください。

◆処分方法と消費者の負担

処分方法	消費者の負担
(1) 消費者が直接小売店に引き渡す。	リサイクル料金+収集運搬料金 (小売店に支払う) 収集運搬料金は小売店にご確認ください。 ◆新庄村小型家電リサイクル協力店 ・大倉電器店 美甘4020-8 電話 0867-56-2338
(2) 消費者が郵便局でリサイクル券を購入し、クリーンセンターに持ち込む。	リサイクル料金 + 運搬料金 (郵便局で支払う) + (クリーンセンターで支払う) 運搬料金は一律3,000円/品
(3) 消費者が郵便局でリサイクル券を購入し、家電指定取引場所へ持ち込む。	リサイクル料金 (郵便局で支払う) 家電指定取引場所：日本通運(株) 岡山支店 津山営業所 津山市昭和町2-99-3 電話：0868-23-2271